

高山市ごみ処理施設建設事業者選定委員会

委員長、副委員長の選任について

高山市ごみ処理施設建設事業者選定委員会設置条例の第5条第2項の規定に基づき、委員長を以下のとおり選任します。

委員長 : _____

高山市ごみ処理施設建設事業者選定委員会設置条例の第5条第3項の規定に基づき、委員長は副委員長を以下のとおり指名します。

副委員長 : _____